



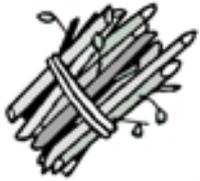
生活環境課からお知らせ

ごみ分別Q&A

Q せんてい枝とは何が該当しますか？
A お住まいの庭木を刈り込みしたものや雑草、落ち葉です。

Q せんてい枝に該当しないものは何ですか？
A かまぼこ板のように一度加工されたもの、豆類のさや・たけのこの皮、いも類などのつる、果物の皮などです。これらは、可燃ごみとして指定袋に入れて出して下さい。

Q いつ収集しますか？
A 第2・第4金曜日は松前校区、第2・第4水曜日は北伊予・岡田校区の収集日です。せんてい枝の分別収集を1年前から始めていますが、4月から月2回収集しています。



ルール違反のごみはシールを貼ります！

「指定袋でない」「出す日が違う」「排出禁止物」「事業活動によるごみ」「分別できてないごみ」は収集できませんのでシールを貼ります。きちんと分別して、収集当日の朝、出すようにお願いします。ルールを守って気持ちよい町にしましょう！



野焼きはしないでください!!

いわゆる野焼きは法律で禁止されています。ドラム缶焼却、ブロック積み焼却、穴を掘った野焼きも野焼きと同じです。物を焼くと必ず煙が出ます。特にビニールやナイロン系、プラスチック系の物は専用の高温炉で焼かないと、有害物質が煙となって空気を汚す原因になります。また、焼け残った灰にも有害物質が含まれている可能性があります。家庭からのごみは、指定日に確実な分別で収集場所へ出して下さい。落ち葉や庭木は、せんてい枝の日にまとめて出して下さい。事業所からのごみは、一般廃棄物

集運搬許可業者に収集を依頼して下さい。一人ひとりの心づかいで自然環境を大切にしましょう。

犬を飼うときの約束

- 犬を放し飼いにしない！
犬は係留するか、逃走しない方法（囲いなど）で飼いましょう。散歩のときも、必ず引き綱をつけましょう。放し飼いは10万円以下の罰金刑に処せられる場合があります。
- 飼い主が責任を持って犬の排泄物の処理をしましょう。
散歩中の犬の「フン」は飼い主の責任で必ず持ち帰りましょう。家の決まった場所トイレをするようにしつけるのもよいでしょう。
- 捨て犬をせずに愛情と責任をもって終生飼いましょう。
犬が家族の一員として飼われるようになり、ますます飼主のモラルが問われています。周囲の人に迷惑をかけないように、犬も地域社会の一員として、快適で楽しく一緒に暮らせるようにしましょう！

問い合わせ

松山保健所 941-1111
 役場生活環境課 985-4117

有用微生物群 (EM) を無料配布

役場生活環境課では、有用微生物群 (EM) 活性液 500ml を無料で配布しています。
 この活性液から、米のどぎ汁を栄養分として、有用微生物群 (EM) を培養します。できた培養液を掃除や、家庭菜園などで使えば、川や海の水質汚染を防ぐことにつながり、立派なりサイクルになります。
 ご希望の方は、きれいに洗った500mlの空のペットボトルか、廃食用油を持参ください。あなたの家庭から環境浄化ボランティアを始めてみませんか？

